

日本弁理士会「公開フォーラム」出席報告書

日本弁理士会より本会宛に招待のあった「公開フォーラム」に、北山会長の代理として出席してきましたので、報告します。

行 事 : 日本弁理会中央知的財産研究所 第7回公開フォーラム
主催者 : 日本弁理士会 中央知的財産研究所
日 時 : 平成21年9月10日 13:00 ~ 17:30
場 所 : 大阪弁護士会館2階大ホール(大阪市北区西天満)
テーマ : パネルディスカッション 「特許法第104条の3についての問題点と対応策」
パネルディスカッション 「商標権侵害における商標の機能の役割」

【報告】

この公開フォーラムは、日本弁理士会の附属機関である中央知的財産研究所会での研究成果を広く国民に公表するもので、一般市民に公開される一方、弁理士の義務研修制度の一環として単位認定(業務研修4単位)されるため、弁理士会員の出席が多かったと思われました。

フォーラムは、2つのテーマについて、日本弁理士会中央知的財産研究所の研究員によるパネルディスカッション形式で行われ、その「特許法第104条の3についての問題点と対応策」では、明らかな無効理由を有する特許権の行使は権利濫用に当たるとを規定した条文の解釈及び実務上の問題点が議論された。次に、その「商標権侵害における商標の機能の役割」では、商標の出所表示機能・品質保証機能・広告宣伝機能の面から、商品の並行輸入や立体商標との関係において、また、その商標の表示は商標的使用に該当するののかという問題点が議論された。前者は行政書士業務と直接的に関連する論点ではなかったが、後者は行政書士のクライアントにおける日常的な商標の使用に関連するものであり、非常に興味深く、また実務的に参考になる内容でした。

今回の公開フォーラムに出席して感じたことは、弁理士会は中央知的財産研究所を設け、弁理士会員以外に、技術者、企業知財担当者、弁護士、法学者等の会員外の有識者を参加させ、法律の解釈や実務上の問題点を研究させていること、研究成果を国民に公開していることは、士業団体としては非常に上手いやり方であると思います。

また、弁理士の継続的な能力維持制度として、登録後5年ごとに継続研修(倫理研修10単位、業務研修4単位以上の履修を義務化)を課していることは、義務研修のあり方として大変参考になります。

今後、行政書士会においても、外部識者を交えた関係法令の解釈や実務上の問題点の研究、義務研修のシステムについての検討を早急に進める必要があるものと思います。

以上

(業務部 大脇 伸太郎)